

# 事故外点数のレセプト記載例⑤

10第三

○交通事故及び傷害事故（けんか・他人の飼犬などからの襲撃等）による治療の場合は、特記事項欄に「10第三」を記載してください。  
 ○第三者行為による疾病または負傷の治療期間が複数月にわたる場合は、症状固定または治療完了・中止まで、全てのレセプトに「10第三」を記載してください。  
 ※後期高齢者医療に係る取り扱いも同様です。  
 ○症状固定または治療完了・中止した場合、その翌月以降のレセプトについては、「10第三」の記載を除去していただいて構いません。

『老人訪問看護療養費・訪問看護療養費請求書の記載要領について』の全部改正について。

（平成 18 年 3 月 30 日保医発第 0330008 号）

第2 明細書に関する事項（様式第三）。

14 「特記」欄について。

次の表の内容に該当する特記事項を記載する場合は、略称を記載すること。なお、電子計算機の場合はコードと略称を記載すること。

※他の略号は省略。

| コード | 略号 | 内容                                         |
|-----|----|--------------------------------------------|
| 10. | 第三 | 患者の疾病又は負傷が、第三者の不法行為（交通事故等）によって生じたと認められる場合。 |

○事故外点数と一般疾病分を区別するため、備考欄に事故外金額等の記載をお願いします。  
 ○事故外点数が無い場合も、備考欄に「事故外0円」などの記載をお願いします。

事故外0円